

主任技術者等の兼務制限緩和措置の一部改正

建設業法施行令の一部改正に伴い、請負金額の基準を下記のとおり引き上げます。

○改正内容

請負金額の基準の引き上げ

請負金額	4,000万円以上1億円未満	→	4,500万円以上1億円未満
	8,000万円以上2億円未満	→	9,000万円以上2億円未満
	500万円以上4,000万円未満	→	500万円以上4,500万円未満
	1,500万円以上8,000万円未満	→	1,500万円以上9,000万円未満

請負金額	兼務可能件数
1億円以上 (2億円以上)	【監理技術者配置工事】 ○工事現場毎に監理技術者補佐を専任で置く場合は、2件まで兼務可
4,500万円以上 1億円未満 (9,000万円以上 2億円未満)	【監理技術者配置工事】 ○次の要件に全て該当する場合は、2件まで兼務可（※1） ・請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること ・工事現場間の距離が、1日の勤務時間内に巡回可能かつ移動時間が片道概ね2時間以内であること（本市の区域内に限定しない） ・受注者が注文者となった下請契約から数えて下請次数が3を超えていないこと ・監理技術者との連絡等を行うための連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事に関する実務経験を1年以上有する者）が配置されていること ・工事現場の施工体制が確認できる情報通信技術を措置していること ・人員の配置を示す計画書の作成、工事現場毎の備置及び営業所で保存がされること ・監理技術者が工事現場以外の場所から工事現場の状況を確認するための 情報通信機器を設置していること ○工事現場毎に監理技術者補佐を専任で置く場合は、2件まで兼務可
	【主任技術者配置工事】 ○次の要件に該当する場合は、2件まで兼務可（※1） ・請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること ・工事現場間の距離が、1日の勤務時間内に巡回可能かつ移動時間が片道概ね2時間以内であること（本市の区域内に限定しない） ・受注者が注文者となった下請契約から数えて下請次数が3を超えていないこと ・主任技術者との連絡等を行うための連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事に関する実務経験を1年以上有する者）が配置されていること ・工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術を措置していること ・人員の配置を示す計画書の作成、工事現場毎の備置及び営業所で保存がされること ・主任技術者が工事現場以外の場所から工事現場の状況を確認するための情報通信機器を設置していること ○近接場所（10km程度）で密接な関係（※2）がある工事は、2件まで兼務可（現場代理人も兼務可） ○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係（※2）があり、全ての工事箇所の間隔が、15km程度の公共工事に限り3件まで兼務可（現場代理人も兼務可）

請負金額	兼務可能件数
500万円以上 4,500万円未満 (1,500万円以上 9,000万円未満)	最大5件まで、ただし、災害復旧工事の兼務件数は含めない。(※3)
500万円未満 (1,500万円未満)	兼務制限なし

※請負金額の括弧内は建築一式工事における金額です。

※兼務する全ての工事現場が尾道市内であることとしますが、災害復旧工事及び建設業法第26条第3項第1号を適用する工事は、尾道市内要件を求めません。

※兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要します。

※1 受注者は書面で申請を行い、発注者の承認を受ける必要があります。

※2 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいいます。なお、該当工事同士に密接な関連性があることについて説明できる書類の提出が必要です。

※3 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とします。

○適用日

令和7年2月1日